

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】**1 趣旨**

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、宿泊及び食事を提供する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

配宿センターは、大会参加者の宿舎の選定及び確保について、次により行うものとする。

(1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、競技役員及び視察員（以下「配宿対象者」という。）

ア 配宿対象者の宿泊は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 会場地市内の宿泊施設で配宿対象者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。

ウ 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

(2) 大会役員、競技会役員及び報道員

ア 大会役員、競技会役員及び報道員の宿泊は、各自で手配するものとし、配宿は行わない。

イ 大会役員、競技会役員及び報道員に対しては、宿泊施設の情報提供その他必要な配慮・支援を行うものとする。

5 配宿

配宿センターは、配宿対象者の配宿にあたって、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。

(2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員及び競技役員とは別にする。

(3) 競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。

(4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

6 宿泊料金等

配宿対象者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
宿泊施設	税抜	10,000円～17,000円※1	7,700円～14,700円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	11,000円～18,700円	8,470円～16,170円	

※1 「1泊2食」の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 「素泊まり」の宿泊料金は、「1泊2食」料金から一律2,300円を控除した料金とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に当日現地宿泊施設にて支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに宿泊日3日前の12時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から1,500円（税別）を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から800円（税別）を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
宿泊施設	税抜	8,500円～15,500円	9,200円～16,200円
	10%	9,350円～17,050円	10,120円～17,820円

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎の負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、配宿センターに対して指定した期日までに振込することとし、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後必要に応じて、配宿センターから宿泊責任者に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

なお、素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。

宿泊取消の時期	宿泊取消料 (1名当たり)	備考
宿泊日の11日前まで	無料	＜連泊予約における「全部」取消規定＞ ○連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取り消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、左記に基づく取消料がかかります。
宿泊日の10日前～6日前まで	宿泊代金の20%	
宿泊日の5日前～前日まで	宿泊代金の30%	＜連泊予約における「一部宿泊数」取消規定＞ ○連泊予約において、一部の宿泊を取り消した場合は、それぞれの取り消した宿泊日ごとに、左記に基づく取消料がかかります。
宿泊日の当日	宿泊代金の100%	

(注) 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

※旅行開始後とは、ホテル、旅館等に1泊目の宿泊を開始した後（チェックイン後）を指す。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日 当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の30%	

ウ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。なお、この規定は、配宿対象者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

カ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2027年2月3日（水）15時から2027年2月11日（木）10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）宿泊・弁当申込案内（以下「申込案内」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。なお、効力の発生は、インターネット及びファクシミリについては受信時、郵便では到達した日時とする。

- (2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めない。
- (3) インターネット等による宿泊の申込みは、申込案内に定める申込締切日までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込締切日までに宿泊の申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 配宿対象者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、申込案内の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあつても、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。なお、効力の発生は、インターネット及びファクシミリについては受信時、郵便では到達した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあつた日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがとれ、できる限り山梨らしい郷土色豊かな食事及び弁当を提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、申込案内により申込みものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	1,100 円以内
	8%	1,188 円以内

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、申込案内に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があつた場合は、変更後の税率を適用する。

6 輸送交通要項

【スケート競技会（スピード）】

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会（以下「岐阜県実行委員会」という。）及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「恵那市実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 競技会場の輸送

大会における大会参加者の輸送については、原則として計画輸送とし、岐阜県実行委員会又は恵那市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。

エ 指定集合地の設定

表彰式及び競技会場における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、シャトルバスの乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

(2) 一般観覧者の輸送

原則として公共交通機関を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバスの措置を講じる。

(3) 駐車場の確保等

大会における駐車場については、関係機関等の協力を得て、十分な確保に努め、効率的な利用を図ることとし、駐車場利用者は、岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

4 交通安全対策

岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等はもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会が別に定める。

【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】**1 趣旨**

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「山梨県実行委員会」という。）及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）甲府市実行委員会（以下「甲府市実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法**(1) 大会参加者の輸送****ア 全国輸送**

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 表彰式会場の輸送

表彰式における大会参加者の輸送については、原則として自由集合・自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

ウ 競技会場の輸送

競技会における大会参加者の輸送については、原則として自由集合・自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

エ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

オ 指定集合地の設定

シャトルバスの措置を講じる場合、大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、シャトルバスの乗降場として指定集合地を設ける。

(2) 一般観覧者の輸送

大会における一般観覧者の輸送については、シャトルバスの措置は講じない。ただし、甲府市実行委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による安全・確実かつ円滑な移動ができる措置を講じる。

(3) 駐車場の指定等

大会における駐車場については、山梨県小瀬スポーツ公園の駐車場（無料）とする。山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会は関係機関等の協力を得て、安全で効率的な利用を図ることとする。駐車場利用者は、山梨県実行委員会、甲府市実行委員会、関係機関等の指示に従い駐車場を利用する。

4 交通安全対策

山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等もとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会が別に定める。

7 医療救護要項

【スケート競技会（スピード）】

1 趣旨

この要項は、日本スポーツ協会が定める「国民スポーツ大会における医療・救護ガイドライン」及び「第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード） 医事・衛生基本方針」に基づき、第81回国民スポーツ大会冬季大会（スピード）（以下「大会」という。）における医療・救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、日本スケート連盟及び岐阜県スケート連盟（以下「当該競技団体」という。）などの関係団体と連携・協力し、医療・救護の体制を整え、適切にその活動を実施する。

3 実施区分

県実行委員会及び市実行委員会は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、当該競技団体をはじめとする関係団体等と連携・協力し、次のとおり医療・救護活動を実施する。

- (1) 県実行委員会：医療・救護の統括
- (2) 市実行委員会：競技会の会場及びその周辺並びに宿舎における医療・救護

4 実施業務

医療・救護活動の業務として次の事項を実施する。

(1) 大会開催前

ア 人員及び体制の確保

- ・市実行委員会は、地域の医師会や医療機関、当該競技団体等と連携して適切な医療救護体制を確保するとともに、必要な医療・救護スタッフの調整を行う。
- ・市実行委員会は、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を調整する。

イ 物品等の配備

- ・市実行委員会は、救急対応に必要な医薬品、資器材、自動体外式除細動器（AED）、その他円滑な医療・救護活動に資する必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- ・救急自動車の配備については、関係機関と協議して定める。

ウ 会場設計

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、当該競技団体をはじめとする関係団体と連携・調整のうえ、外傷・障害の予防や傷病者の搬送なども考慮した最大限の会場設計を行う。

エ 緊急時対応計画（EAP）の作成

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、関係機関や団体との連絡体制を踏まえたEAPを立案する。

オ 医療・救護体制の周知

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、傷病者への対応が適切に行われるよう、大会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、大会関係者、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）や宿舎事業者に対して、傷病者が発生した際の手続きや受診可能な医療機関

の連絡先、宿舎における傷病発生時の取扱いなどの必要な情報について周知を行う。

カ 医療・救護に関わる者への教育と補償

- ・市実行委員会は、医療・救護スタッフの活動に必要なマニュアル、契約書や保険等の補償体制を整備する。

(2) 大会期間中

ア 医療・救護統括本部の設置

- ・市実行委員会は、大会における医療・救護業務の総括、関係各所との連絡調整、情報の収集等を担うため、医療・救護統括本部を第81回国民スポーツ大会冬季大会（スピード）恵那市実施本部に設置する。

イ 救護所の設置

- ・市実行委員会は、競技会場における傷病者の救急対応及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。
- ・救護所には救護班を配置する。なお、必要に応じて移動救護班を設置する。
- ・救護班は、スポーツドクター（医師）、スポーツデンティスト（歯科医師）、看護師、保健師、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー及び事務職員等、必要に応じて編成する。

ウ 救急対応の実施

(ア) 外傷・障害が発生する前

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、外傷・障害発生時の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関に対して、パンフレットや各種通知、会議時のアナウンス等により、医療・救護体制やEAPについて周知を図る。

(イ) 外傷・障害が発生したとき

- ・救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置等必要な救急対応を行う。
- ・宿舎においては、必要に応じて傷病者を医療機関に搬送する。

(ウ) 外傷・障害が発生した後

- ・市実行委員会は、あらかじめ定められた様式を活用し、措置を行った外傷・障害の記録を作成し、県実行委員会と共有するほか、必要に応じて関係機関等とも共有する。

(3) 大会終了後

- ア 県実行委員会及び市実行委員会は、大会終了後、医療・救護に関する実績報告を取りまとめ、日本スポーツ協会、文部科学省、当該中央競技団体へ報告する。

5 その他

- (1) 県実行委員会及び市実行委員会は、それぞれの区分における医療・救護体制の業務に要する費用を負担する。
- (2) 救護所での応急処置及び救急自動車等の手配に要した費用を除き、医療費及び搬送に要した費用は全て傷病者が負担する。
- (3) 医療・救護活動で知り得た傷病者のプライバシー及び個人情報の保護に努める。
- (4) この要項に定めるもののほか、医療・救護の実施に関して必要な事項は、県実行委員会及び市実行委員会が協議のうえ別に定める。

【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】

1 趣旨

この要項は、日本スポーツ協会が定める「国民スポーツ大会における医療・救護ガイドライン」及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）医事・衛生基本方針に基づき、第81回国民スポーツ大会冬季大会（ショートトラック・フィギュア）（以下「大会」という。）における医療・救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び甲府市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、当該中央競技団体・当該開催地競技団体（以下、当該競技団体）をはじめとする関係団体等と連携・協力し、医療・救護体制を整えとともに活動を実施する。

3 実施区分

県実行委員会及び市実行委員会は、相互に連絡調整を図りつつ、次の区分により場面に応じた医療・救護活動を医療機関、当該競技団体をはじめとする関係団体等と連携・協力し、実施する。

(1) 県実行委員会

ア 表彰式の会場及びその周辺

(2) 市実行委員会

ア 競技会の会場及びその周辺

イ 宿舍

4 実施業務

医療・救護活動の業務は、次の事項を実施する。

(1) 大会開催前

ア 人員及び体制の確保

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、開催地医師会や当該競技団体、大学機関等と連携、協力のうえに必要な医療・救護スタッフの調整を行う。

(イ) 県実行委員会及び市実行委員会は、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を調整する。

イ 物品等の配備

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、救急対応に必要な医薬品、資器材、自動体外式除細動器（AED）、競技特性に応じた救急資器材、その他医療・救護活動が円滑に行われるよう、必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(イ) 県実行委員会及び市実行委員会は、救急自動車等の配備について、必要に応じて別途関係機関と調整する。

ウ 会場設計

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、当該競技団体をはじめとする関係団体と連携、協力のうえ、外傷・障害の予防や傷病者の搬送なども考慮した最大限の設計を調整する。

エ 緊急時対応計画（EAP）の作成

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、甲府市及び関係団体との連絡体制を踏まえたEAPを立案する。

オ 医療・救護体制の周知

(ア) 傷病者への対応が適切に行われるよう、大会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、大会関係者、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）や宿舍

に対して、傷病者が発生した際の手続きや受診可能な医療機関の連絡先、宿舎向けの傷病発生時の取扱いなどの必要な情報について周知を行う。

カ 医療・救護に関わる者への教育と補償

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、医療・救護スタッフの活動に必要なマニュアル、契約書や保険等の補償体制を整備する。

(2) 大会期間中

ア 医療・救護統括本部の設置

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、大会における医療・救護業務の総括、関係各所との連絡調整、情報の収集等を担うため、医療・救護統括本部を第 81 回国民スポーツ大会冬季大会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実施本部に設置する。

イ 救護所の設置

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、会場等における傷病者の救急対応及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。

(イ) 救護所には、救護班を配置するものとし、必要に応じて移動救護班を配置する。

(ウ) 救護班は、スポーツドクター（医師）、スポーツデンティスト（歯科医師）、看護師、保健師、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー、事務職員等により必要に応じた編成とする。

ウ 救急対応の実施

(ア) 外傷・障害が発生する前

・県実行委員会及び市実行委員会は、外傷・障害発生時の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関に対して、パンフレットや各種通知、会議時のアナウンス等により、医療救護体制やEAPについて周知を図る。

(イ) 外傷・障害が発生したとき

・救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置等必要な救急対応を行う。
・宿舎においては、必要に応じて傷病者を医療機関に搬送する。

(ウ) 外傷・障害が発生した後

・県実行委員会及び市実行委員会は、あらかじめ定められた様式を活用し、措置を行った外傷・障害の記録を作成し、共有する。
・甲府市及び関係団体が作成した記録は、必要に応じて関係機関等で共有する。

(3) 大会終了後

ア 県実行委員会及び市実行委員会は、大会終了後、医療・救護に関する実績報告を取りまとめ、日本スポーツ協会、文部科学省、当該中央競技団体へ報告する。

5 その他

(1) 県実行委員会と市実行委員会は、医療・救護体制を整えるため、次のとおり費用を負担する。

ア 県実行委員会は、物品等の配備に要する経費を負担する。

イ 市実行委員会は、医療・救護スタッフの人員体制を整えるために要する経費を負担する。

(2) 救護所での応急処置及び救急自動車等の手配に要した経費を除き、医療費及び搬送に要した費用は全て傷病者が負担する。

(3) 医療・救護活動で知り得た傷病者のプライバシー及び個人情報保護に努める。

(4) この要項に定めるもののほか、医療・救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

8 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

9 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 責任をもって保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。

(3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

(4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	TEL
		FAX
公益財団法人日本スポーツ協会 国スポ推進部 国スポ課	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415
		03-5843-0416
公益財団法人岐阜県スポーツ協会	〒502-0817 岐阜県岐阜市長良福光大野 2675-28 岐阜メモリアルセンター内	058-297-2567
		058-297-2568
岐阜県スケート連盟	〒508-0011 岐阜県中津川市駒場 1667-731 曾我健二方	090-2778-1005
		0573-66-6090
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（スピード） 岐阜県実行委員会事務局	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁観光文化スポーツ部地域スポーツ課内	058-272-8258
		058-278-2604
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（スピード） 恵那市実行委員会事務局	〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家1丁目1番地1 恵那市教育委員会スポーツ課スケート振興室内	0573-28-3390
		0573-28-3369
公益財団法人山梨県スポーツ協会	〒400-0836 山梨県甲府市小瀬町 840 番地	055-243-8588
		055-243-8599
山梨県スケート連盟	〒401-0310 山梨県南都留郡富士河口湖町勝山 623 番地 堀内進方	090-8805-9958
		0555-83-2304
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（ショートトラック・ フィギュア） 山梨県実行委員会事務局	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県庁観光文化・スポーツ部スポーツ振興課国民 スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室内	055-225-3959
		055-223-1786
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（ショートトラック・ フィギュア） 甲府市実行委員会事務局	〒400-0034 山梨県甲府市宝2丁目8番19号 甲府市教育委員会 教育部 生涯学習室 国スポ総体課内	055-267-7076
		055-231-5188

**第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会
中央競技役員数及び所要経費基準（案）**

1 中央競技役員数

競技会名	実施競技	人数
スケート競技会	スピード	2名
	ショートトラック	12名
	フィギュア	28名
計		42名

2 中央競技役員所要経費基準

(1) 交通費

ア 交通費は、各競技役員が居住地最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定する。

イ スケート競技会（スピード）の急行料金、特別急行料金及び航空賃は、「恵那市職員等の旅費に関する条例」の例による。

ウ スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の急行料金、特別急行料金及び航空賃は、「山梨県職員旅費条例」の例による。

(2) 宿泊費

ア 宿泊費は、宿泊料金^{※1}×宿泊日数^{※2}により算定する。

イ スケート競技会（スピード）の宿泊料金は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）宿泊要項で定める額とする。

ウ スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の宿泊料金は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）宿泊要項で定める額とする。

※1 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

※2 競技日数に1日加算した日数を上限とする。ただし競技開始日の前々日以前に中央競技役員としての業務がある場合は、業務日数に応じた宿泊日数とする。

(3) 諸費

諸費は、2,200円/日×（宿泊日数+1日）により算定する。

報 告 事 項

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード） 開催準備経過

年 月 日	準備経過
令和7年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）日本スポーツ協会及び文部科学省から岐阜県に第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）の開催要請書を提出
1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県から（公財）日本スポーツ協会及び文部科学省に開催受諾書を提出
3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）日本スポーツ協会及び文部科学省から開催決定書が岐阜県に送達 ・第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）が岐阜県で開催されることが正式に決定
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県観光文化スポーツ部地域スポーツ課に、冬季国スポ推進監、冬季国スポ推進係を新設
6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第1回国民スポーツ大会委員会（日本スポーツ協会主催）において、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）を岐阜県で開催することを報告
8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県実行委員会設立総会・第1回総会を開催
//	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県公式ホームページ内に大会専用ページを開設
8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の公式ポスターデザインの公募を開始
8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第2回国民スポーツ大会委員会（日本スポーツ協会主催）において、会期、会場及び大会愛称・マスコットが承認
10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・公式ポスターデザインの選定に係るプロポーザル評価会議において、最優秀提案者を選定
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県実行委員会第2回総会を書面開催（12月1日議決）
12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第3回国民スポーツ大会委員会（日本スポーツ協会主催）において、公式ポスター図案及び規定書体案が承認
令和8年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・第80回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）組合せ抽選会視察

令和8年2月4日	・第80回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）視察（～2月7日）
2月16日	・公式ポスター、のぼり旗、ピンバッジを公表
2月20日	・国民スポーツ大会標章等使用許可権（非営利目的）の委任申請
3月3日	・令和8年度第4回国民スポーツ大会委員会（日本スポーツ協会主催）において、宿泊料金及び昼食（弁当）料金の設定が承認
3月16日	・岐阜県実行委員会第3回総会を書面開催（3月27日議決）
3月23日	・（公財）日本スポーツ協会と企業協賛に関する契約を締結
4月1日	・岐阜県観光文化スポーツ部地域スポーツ課に、冬季国スポ総務係及び冬季国スポ運営係を新設
//	・協賛企業の募集を開始